



# 3月の税務

10日(火)

- ・2月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

16日(月)

令和7年分 所得税確定申告と納付

3月31日(火)

- ・1月決算法人の申告と納税
- ・7月決算法人の中間申告と納税
- ・4月、7月、10月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・2月分社会保険料納付
- ・個人事業主 消費税の申告と納付



少しずつ暖かくなり春らしさが  
 感じられる頃となりましたが  
 いかがお過ごしでしょうか。  
 ご体調崩されませんようにご自愛ください。

## 健康保険料の改定

令和8年3月分(4月納付分)より、見直しが行われます。  
 ここでは大阪・兵庫・京都を中心に見ていきましょう。



### ◎健康保険料率

大阪：10.24%⇒10.13%  
 兵庫：10.16%⇒10.12%  
 京都：10.03%⇒9.89%

### ◎介護保険料率(40～64歳対象)

全体料率：1.59%⇒1.62%  
 従業員負担分：0.795%⇒0.81%

### ◎子ども、子育て支援金(新設)

全体料率 0.23%  
 従業員負担分：0.115%



上記3つの場所では健康保険料率は引き下げになっていますが、  
 介護保険料率の引き上げ、及び子ども・子育て支援金が新設されたことにより、  
 全体の徴収額及び従業員負担分は増加しています。  
 保険料額表も新しくなっているので、給与担当者は一度ご確認ください。

## 令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和8年3月分～適用  
 ・介護保険料率：令和8年3月分～適用

・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用  
 ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

・子ども・子育て支援金率：令和8年4月分(5月納付分)～適用

(大阪支部)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
等級	月額			10.13%		11.75%		0.23%		18.300%※	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上 ～ 円未満									
1	58,000	～	63,000	5,875.4	2,937.7	6,815.0	3,407.5	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,888.4	3,444.2	7,990.0	3,995.0	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,901.4	3,950.7	9,165.0	4,582.5	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,914.4	4,457.2	10,340.0	5,170.0	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,927.4	4,963.7	11,515.0	5,757.5	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,535.2	5,267.6	12,220.0	6,110.0	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,143.0	5,571.5	12,925.0	6,462.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,953.4	5,976.7	13,865.0	6,932.5	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,763.8	6,381.9	14,805.0	7,402.5	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,574.2	6,787.1	15,745.0	7,872.5	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00

# 新入社員入社時の必要となる手続き

3月を迎え新入社員を迎える準備が必要となる時期が近づいてきました。今回は、新入社員の方が入社されたときに社会保険や税金の計算において会社で必要となる手続きについてご紹介していきたいと思います。

## ①社会保険・雇用保険の加入の手続き

新入社員の方が入社してこれたら、まず社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の手続きが必要となります。この手続きには期限がありますので期限内に進めるよう注意してください。提出する書類名、期限については以下の通りです。

手続書類名	提出先	期限	備考
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届	日本年金機構(年金事務所)	入社から5日以内	被扶養者がいる場合は、「被扶養者(異動)届」も必要
雇用保険 被保険者資格取得届	ハローワーク	入社翌月の10日まで	前職の「雇用保険被保険者証」の番号が必要※

※本人から回収する必要があります。

## ②税金関係の手続き

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入  
給与から差し引く所得税の計算を正しく行うために必要となります。そのため最初の給与を支給するまでに新入社員ご本人に記入していただき回収する必要があります。
- ・源泉徴収票(中途採用の方の場合)の回収  
前職のある方については、年末調整を行うために必要となります。
- ・住民税の特別徴収への切替  
前職がある方について住民税を給与からの徴収(特別徴収)を希望されている場合には自治体に「特別徴収切替届出書」を提出する必要があります。

以上のような手続きが必要となりますので注意しましょう。

### 特別展「大きくなってね! ケープペンギン」

京都水族館にて、ペンギンの特別展が開催されています。ペンギンが産まれる過程や、作業を実際に擬似体験できるコーナーもあるそうです。特別展示と併せて、カフェでの新メニューや新グッズも発売されているとのことですので、ペンギンファンの方々はもちろん、この特別展を機に水族館に足を運んではいかがでしょう。なお、開催は今月末までです。

開催場所: 京都水族館 1階休憩スペース(「ペンギン」エリアスロープ前)  
開催時期: 2026/1/10~2026/3/31  
開催時間: 10:00~17:00



Googleの  
口コミの  
ご協力よろしく  
お願いいたします。



Instagram  
スタッフが  
毎日更新  
しております。  
お時間がある時に  
是非ご覧に  
なってください!

## 紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。紹介して頂いたお客様は、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします!

※紹介先のお客様が  
顧問契約の場合に限ります。  
※詳しくはお問い合わせください。